

平成 3 0 年

議会運営委員会会議録

と き 平成 3 0 年 8 月 2 4 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成30年 8月24日 (金) 午前9時00分～午前9時40分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委 員 伊藤 昌宏 君
委 員 本多 健信 君 委 員 石田 秀男 君
委 員 横山 由香理 君 委 員 あくつ 広王 君
委 員 新妻 さえ子 君 委 員 鈴木 ひろ子 君
委 員 安藤 たい作 君 委 員 石田 しんご 君
委 員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午前9時00分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付してございます予定表のとおりでございます。

なお、本日は、4名の方から傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

なお、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

今までの前例といたしましては、議題に入る前だけ撮影を許可しているようです。

それでは、それぞれご意見をお願いいたします。

○伊藤委員

従来どおりでお願いします。

○あくつ委員

従来どおりでお願いします。

○鈴木（ひ）委員

私は、別に写真撮影がされたからといって、議事に特に差しさわりはないので、議会運営委員会が行われている最中はいつでも写真撮影は許可すべきだと思います。

○松永委員

通例どおりでお願いします。

○渡部委員長

通例どおりというご意見があるようですので、議題に入る前のみ、自席にて写真撮影を認めるということで、撮影を許可いたします。

なお、横山委員からは、遅れる旨の連絡をいただいております。

[写真撮影]

1 平成30年第2回臨時会について

(1) 議事日程(1)について

○渡部委員長

それでは、続けさせていただきます。

初めに、予定表1の(1)議事日程(1)についてを議題に供します。

本件について、局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、本日の本会議の議事日程についてご説明いたします。資料No.1をご覧ください。8月24日午前10時開議でございます。

議事日程(1)といたしまして、第1に、会期の決定を行います。会期は、本日1日ということでございます。

次に、日程の第2といたしまして、平成30年請願第14号 品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願でございます。こちらにつきましては、議会運営委員会に付託をする予定でございます。付託がされましたら、委員会審査のため、本会議を休憩いたしまして、議会運営委員会を開催する予定でございます。その後、議会運営委員会での審査の後、本会議を再開し、請願の審査結果

について採決を行うという予定でございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明にご質疑等ございましたら、ご発言願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございます。そのように決定いたします。

(2) 決議案について

○渡部委員長

次に、(2)決議案についてを議題に供します。

本件は、資料N o. 3および資料N o. 4のとおり、今臨時会において決議していきたい旨提案があったものです。

それぞれ提出者より説明をお願いいたします。まず、資料N o. 3よりお願いいたします。

○石田（し）委員

品川区長選挙と品川区議会議員の一般選挙の同日開催を求める請願に関連して、我々としては、このことについて決議文を提出したいと思っております。主な理由は、後ほど請願審査があるので、その辺は割愛させていただきますが、いわゆる経費の問題や利便性、投票率の向上等々を鑑み、しっかりと議論をしていくべきではないかという問題意識を持った決議文でありますので、ぜひご理解いただければと思います。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

17日、先週の金曜日に行われた議会運営委員会では、委員長より、請願の趣旨が、2つの選挙を同日にするためには、9月の区長選挙に合わせるとなると、特例法に基づき解散する必要があると。そういうふうなことで、時間的制約を考えると、近々に臨時会の開催が必要になるという発言の中から、自民党、国民民主党が臨時議会の要請を行い、臨時議会が今日開かれることになったわけですね。

私は、当然、自民党と国民民主党から自主解散の決議がされるものと思っていたのですが、自主解散の決議はされないということなのではないでしょうか。そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

○石田（秀）委員

それは、請願が提出されたときに、委員長からもそういうご説明があった。我々としても、その中でさまざま検討した結果、今、石田しんご委員がおっしゃったような決議案の提出に至ったということでもあります。

○鈴木（ひ）委員

ということは、自主解散の決議はされないということで、確認させていただいていいですか。

○石田（秀）委員

されるとかされないとか、そういうことではなくて、ここにこのように提出をしているわけですので、これ以上でも以下でもないということだと思います。

○鈴木（ひ）委員

これから請願審査になるわけですね。請願審査の後に、もしかしたら自主解散の決議とかということを出してきてということではなく、今回は自主解散の決議ではなく、今回出されたこの決議ということで、ここに出されている方のお名前、今回の決議はこの決議で行くということなのかということの確認をさせていただきたいのです。

○石田（し）委員

ご質問の趣旨がいまいちわからないので、お答えしにくいのですが、この決議案について今ご質問をされているのか、別の決議についてご質問されているのかが、混同されていて、いまいちわからないので、この決議に対してのご質問だったらお答えしますけれども、その他の決議に関しては、今、ここで我々が説明する理由がないので、ぜひこの決議案についてご質問をいただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

最後に議連の委員長のまとめの中でも、今回、臨時議会を開催するには、区長選挙が9月30日ということで日程が決まっているので、そこに合わせて、自主解散という形でなければ同日選挙にしていくということではできないと。解散をするかどうかの必要性の判断が必要だから、今回、臨時議会をやると。異例の臨時議会ということになったわけですね。その臨時議会をやるにあたり、今回出された決議というのは、解散の決議ではなかったもので、私は当然解散の決議が出てくるものとばかり思っていたのですよ。ところが、そういう解散の決議ではなかったもので、解散の決議ということは出されないのか。出す必要があるかどうかの判断をしていくというふうに委員長はおっしゃったので、そういうふうなことであれば、解散の必要性はないという判断をされたのか、そのことについてお聞かせいただきたいということなのです。

○石田（秀）委員

石田しんご委員も言ったように、基本的に私どもの理解は、前回の議連の中で、請願が提出された。こういう請願の内容なので、臨時会を開くという。こういう内容なので、考えられることは、こういうことが考えられるというので、2つぐらい理由をご説明になったのは、それは委員長としての、こういうことも考えられるので臨時会で請願審査を行っていくと。請願審査は行うということなので、その後でどういう決議が出るという話は一切なかったと私は理解しているので、それについては、請願が出た段階で臨時会を開きましょうと。そういう可能性がある話はされた。それは区長選挙があるから、可能性があるという話だけだと理解しているので、今、ご質問のあるようなところは、我々としても何のことも触れているわけではないし、ここに出したそのものの今回の決議を提出させていただいている。それは別に動議とか、そういうことではなくて、追加議事日程で出してくださいということで、石田しんご委員からもご説明あったとおりであって、それ以上でも以下でもないということ、先ほどご説明をしたとおりだということでもあります。

○鈴木（ひ）委員

ということであれば、今回ここに書かれているのは、「今後、現行の選挙制度のあり方や国への要望等を含め、選挙のあり方について長期的な視野からの十分な議論を推進する」という、たったこういう

中身の決議なわけですよ。こういう決議の中身でやるのであれば、今回、臨時議会を開く必要というのは、さらさらないのでないですか。なぜそれが臨時議会を開くということで、自民党と公明党が求めたのか。

〔「公明党は言っていない」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員

ごめんなさい。間違えました。自民党と国民民主党が求めた。大変失礼しました。取り消させていただきます。申し訳ありません。自民党と国民民主党が求めたのか。だって、こんなに異例な臨時議会を開くわけですから、それは9月30日に合わせるには、今、臨時議会が必要だということで、臨時議会の開催の要請を出したわけではないですか。そのところの理由というのは何なのかということをお聞きしたいのです。

○石田（し）委員

ご質問が、この決議案に対するご質問なのか、前の段階の議事日程についてのご質問なのか、はっきりさせていただければと思います。先ほど議事日程についてはご了承があったものと我々は認識しているのですが、それがあって、次の追加の議事日程の話は今しているのもあって、鈴木ひろ子委員がおっしゃっているのは、議事日程について今お話をされているので、ぜひ決議案についてのご質問でないのだったら、控えていただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

私は議事日程のことを質問しているのではなくて、こういう決議を出すのであれば、そもそも臨時議会が必要ではなかったということになるのではないかとということから、改めて臨時議会の開催を請求した、その趣旨を伺いたいということと言っているわけです。

○石田（秀）委員

何度も今お話をしているけれども、前回の議会運営委員会で、こういう請願が提出されましたという、これを受けて、やれることを議会としてやりましょうということで、そのときは請願審査を行うための臨時会を開催しますということだけで終わっているわけで、そこに解散決議だとか何だとかいう話はまるきりなかったと思っています。そのときも、こういうことが予想されますのでということを経理長はおっしゃっただけであって、それは議事録を見ていただければ、その後そういう決議を出すとか、何をどうとか、何という話は一切なかったとあって、請願が提出された内容を見て、請願に対応するために臨時会を開くという決定をして、議会運営委員会でも臨時会の開催を請求して、それで、今、臨時会開催に至ったということだけのことであって、そこはまさにさっき石田しんご委員が言ったように、議事日程の話の中で、我々はそういう形の行動をとったということであるということ、決議に対するどうのこうのなんて一言もそのときには出ていないし、それは鈴木ひろ子委員がそう思っているのかどうかは別として、我々にとっては、それはこの前の議運の中でそこまで確認があって、今日に至っているということだと思います。

○鈴木（ひ）委員

一般的に、今回出された請願が、こういう決議しか出されないということであれば、こういう考えだということであれば、自民党と国民民主党がこういう決議案しか出さないような考え方だということであれば、初めから、あれは第3回定例議会の通常の請願の取扱いということでも十分なのではないですか。今、何もみんなを招集して、臨時議会なんかを開く必要はないわけですよ。にもかかわらず、臨時議会を自民党と国民民主党が請求したわけですから、それは今やらなければならない緊急性があるとい

うことですよね。それにもかかわらず、今やらなければならない決議が上がらない。しかも、これは3定後で十分間に合う。私はこういうのは、議会改革の中に出していただければ済む問題ではないかと思えますけれども、それでもこういう提案をしていくということはあったとしても、今回、臨時議会をわざわざ招集して、こんな決議を上げていく、また、請願審査をしていくという必要はなかったわけですよ。それを請求したのは、自民党と公明党ですから……。ごめんなさい。

〔「2回目だよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員

申し訳ないです。気をつけます。自民党と国民民主党ですから、そのところは、私は、なぜ臨時議会を開いて、解散について検討する必要があると言っていたのにもかかわらず、解散する必要がないと判断して、こういう決議になったのかということをご説明していただきたいということで、お願いしたいと思います。

○石田（し）委員

今、決議の話を本来すべきであります、求められているので、1点だけお答えをしますが、鈴木ひろ子委員が言っているのは、臨時議会の開催をなぜ求めたのかということだと思うので、そこだけお答えしますが、そういった、同日の選挙の開催を求める請願が上がってきて、その請願審査のために我々は臨時議会を開く必要があるということで、臨時議会の開催を求めているわけであって、決議を出すから臨時議会を開いてほしいと言ったことはない、そこはぜひ勘違いしないようにご理解いただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

請願というの、解散をする必要がないものであれば、臨時議会は必要なかったわけですよ。

○石田（し）委員

先ほどから何度もお話をされていますが、前回の議会運営委員会でも、委員長のほうからそういった発言があったというのは、同日開催を行うためには、さまざまな特例とかもあるので、緊急的に議会を開くべきではないかという説明をされただけであって、それを考えた場合、我々としても、請願審査を緊急に行う必要があるだろうという判断で臨時議会を求めているだけであって、決議を皆さんでしましうねというふうに求めているわけではないので、ぜひそこはご理解いただければと思います。

○飯沼副委員長

今の流れはおかしいかなと思います。8月17日の議会運営委員会において、区民の皆さんから出された請願は真摯に受けとめるべきです。でも、このときに、共産党としては、「緊急性がないので、臨時議会を開いてまで審査をする中身ではない」と主張しましたが、皆さんの多数のところ、緊急性があるから行うのだということで、本日、8月24日に決まりました。ところが、あわせて決議案が2つ出てきました。でも、請願の審査はまだ行われていないのです。中身の審査が一切行われていない。私たちは緊急性はないと言っていますが、皆さんは緊急性があるので、取り上げたのですよね。24日、今日、議会を招集し、議員を招集し、1日開く中で、緊急性があると言っていたのにもかかわらず、議論なしでこの決議文が出されました。決議文をよく見れば、ここに書いてありますよね。「区民の負託に応えるべく、現行の選挙制度のあり方や国への要望等を含め、選挙のあり方について長期的な視野からの十分な議論を推進する」、これ、全然緊急性はないではないですか。議論をすべきことであるかもしれない。百歩譲って、議論すべきことであるといっても、議会を開いてやるまでの中身はないのですよと認めている決議の文章ではないのでしょうか。私たちはそう受けとめているので、さっきから鈴木ひろ

子委員は、その中身を聞いているのです。これ、整合性がないではないですか。請願に対しての決議というのが、整合性が全くないにもかかわらず、あわせてこの段に出てくる。請願が終わった後に、中身を踏まえて出てくるのだったらわかりますよ。請願審査していないにもかかわらず、緊急性もありませんという決議を何で今ここで説明を受けなくてはいけないのか、やらなくてはいけないのか、全く理解できません。

○石田（し）委員

手続論の話だと思うのです。

○飯沼副委員長

含めてです。

○石田（し）委員

議会の進行上、運営上、こういうのを前の議会運営委員会で決議案をお示しただけであって、請願審査は請願審査でしっかりこの後臨時会を開いて審議するわけでありますので、それはそれであります。

我々としては、この臨時会で追加議事日程として加えてほしく決議案のお示しをしているだけであって、この決議案は決議。なので、請願審査は請願審査であって、決議案は決議案であって、手続上、この決議案が今回議会運営委員会に先に出ているというふうに思われているだけであって、これは手続論ですので、それ以上でも以下でもなく、あくまで手続にのっとった提出をしているだけであるので、ぜひそこは運営上のことなので、ご理解いただければと思います。

○飯沼副委員長

手続上は、私はのっとっているのは否定しません。でも、内容がおかしくありませんか。請願を受けての決議を出すと言っていたのが、請願審査していないのですよ。中の評価が全くされていないのに、緊急性をうんと強調して、皆さんはこれを今日は開催するのではありませんか。私たちは、緊急性を認めていないのです。なので、開催しなくていい。だから、この決議からすると、先に結論を、この請願をやろうと言った方々は、既に決議を出したことで、請願の評価をしていらっしゃるということではないですか。緊急性がない。だから、決議文を出す意味も全くない。今これを出したこと自体は、請願審査する意味すらないということになるのではないですか。私たちはそう評価します。

○石田（し）委員

結論というのがどこの結論なのかわかりませんが、そこはしっかり請願の付託をされて、議会運営委員会の中で審議をするときに、我々としても最終的には判断をしますが、そもそもその審査をするに当たって、さまざまな方向性を考えるというのは、これは議員としては当たり前のことであって、別に方向性を、今持っているのは、我々としては、審議に対してしっかり真摯に受けとめ、そして、そのことについて準備をしているというのは当たり前のことなので、そのことに対して何か問題があるみたいな発言をされるのは、我々としても心外ですから、ぜひそこは気をつけていただければと思います。

○飯沼副委員長

準備をするのは、それはいいと思います。そのことを言っているのではなく、今回……。

○石田（し）委員

結論を出したと言ったじゃない。結論は出していない。

○飯沼副委員長

本来問われているのは、この請願に緊急性があるかどうか。緊急性があるから、それに対して対応しなければいけない。でも、出されている決議案は、それに対応するものなのですか。臨時議会を開いて

まで対応するものなのかということにおいて、だから、これが出ること自体が、請願についての緊急性がないと評価をしたのと同じではないですかと言っているのです。

○石田（秀）委員

飯沼委員も、もちろん私と同期ですから、いろいろ議会を経験されてきて、その中で、今までの議会の中で、請願審査は請願審査。請願審査も、これは緊急性がある内容だからということで、先ほど来言っているように、委員長が、こういうことも考えられますよと。だから、ここで緊急性があるので、臨時会を開いて、請願審査を行いましょと。ここまではいいわけですよ。

では、今のお話の中だと、請願審査が終わって、どこの段階で、それは動議でも何でもいいのだけれども、請願審査だけやって、何もなくて、はい、それで請願審査の結果はこれですと臨時会が終わることもあるかもしれない。何か「解散」というのは一言も出ていないのに、そういうことが一緒になって出てくるというのは、皆さんがおっしゃっているだけであって、我々、そういう話は一切していないわけで、それは今、共産党が言っているだけであって、請願審査が終わって、臨時会もそれで終わりです、では、その臨時会の本会議でもう一度動議を出すなりなんなりで、そういうものが出てくるのかどうか。それがわからない状況の中では、それでは、追加議事日程の中で、決議の案文なりを出していこうという進行の話をしているだけであって、結論がどういうふうになるかなんていう話は、我々、何もしていないわけで。請願は請願としてしっかり対応していくし、これから議論をさせていただくつもりでいるし、その後のそれを踏まえた中でいろいろ議論は議論として、その後の追加議事日程でこういう形のものを出したので、それがイコールだとかどうか、誰もそういう話をしていないわけで、結論ありきでどうということではなくて、初回のこの請願を受けて、この内容が臨時会を招集して早急に請願審査を行うということで前は終わっているし、議事進行も議事日程もそれでオーケーだということで、今日に至っているということだけであって、それ以上のことは何も言っていないわけで、結論めいたことも、我々としては、請願審査の中で言っていることでも何でもないので、それを先にそういうことがあって、それではという話とは全く違うと思っているので、それだけはよくご理解いただきたいと思います。

○あくつ委員

先ほどから聞いておりました、確認ですけれども、先ほど2回ほどお間違えになりましたが、私どもは今回の臨時会の提案者にはなっていません。そもそも、私が前回発言させていただいたように、うちの会派としては開く必要はないと考えています。ここは共産党と一緒にした。

ただ、提案者の方がいらっしゃって、これは議会のルール上、4分の1ですか、の方が提案をされれば、開かざるを得ない。その方たちは、この請願に緊急性がある。我々は、緊急性がないとそのときは思っていました。今も思っています。それで、その手続にのっとして、4分の1の方が提案されたのだから、これは開くというふうになったわけですよ。ここまではいいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員

だから、そこまではルールにのっっているわけですよ。これからその請願の審査をやるわけですよ。それに対してまだ結論は誰も、議事録に残るような正式なことは何も言っていないのに、決議案がそれを踏まえて、それは緊急性を否定しているものかどうかさえわからないではですか。我々も、緊急性はないと思っています。そこは共産党と一緒にだと言っているわけです。だけど、これは手続の問題であって、そこを言っていたら、一歩も進みません。ですから、それはルールにのっとしてやりましょよ。

○飯沼副委員長

途中だったので、1つだけ最後に、もう一回改めて質問をさせていただきます。審査の前に、決議案が出てきました。なぜこれを出すのか、理由をもう一回改めてお伺いします。

○久保田区議会事務局長

今回出していただいたものは、議員提出議案で出されるものでございますので、手続的に、出される前の議会運営委員会にご提出いただくということで、今回出していただいているものでございます。

先ほど来からいろいろ議論されておりますけれども、今後、請願の審査を行った後に、今後の議事日程のことについてお諮りいたしますので、その際にこの決議案2つについても、急施の案件かどうかということで、議事日程を確認する際にお諮りをいたしますので、そういった中でまたご議論いただければと事務局としては考えているところでございます。今回はこれは、通例の形で、議員提出議案ですので、その前の議会運営委員会に現時点でのものということでご提出いただいて、これから議論は、本会議の休憩中の中でまた取り上げて、議論をしていただくという内容でございます。

○安藤委員

今のところについて1点と、あと、中身についてお伺いしたいのですけれども……。

〔「中身はあと」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

中身はあと……。先ほど来ありますけれども、前回、委員長の質疑で、最後、請願の趣旨である自主解散について判断する必要性があることから、臨時会の開催を請求していくというふうに仕切られているわけなのですけれども、今回出された決議案というのは、自主解散という内容ではないわけですよね。なぜ自主解散の必要はないという判断になったのか、なぜこういう内容の決議になったのかということをお伺いしていたので、なぜこの内容なのかというのを、もう一度お聞かせいただければと思います。

○渡部委員長

委員長から申し上げますが、今、局長から説明がありましたとおり、ルールにのっとった形での提出がなされていて、それで今後の進め方の確認のために議運を開いています。例えば、この後に、先ほどからありますように、本会議が開会されて、請願が付託されて、審査がされます。その上で、また必要かどうかを含めた判断はそこでできると思いますので、今はあくまでもこれからどのような形で臨時会が進行されるかというのを諮るところでございますので、本会議が一旦開会されて、請願審査に入った後に、また議運がありますので、そこでまた審査の後に問題等があれば、ご発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

議員提出ということで、ルールにのっとって出されているということで、手続の中身については、もう一度議運としても中身について議論できる場があるということで、よろしいですか。

〔「聞いていないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

確認させてください。

○渡部委員長

当たり前のことだと思います。

ほか、ございますでしょうか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

続きまして、資料No. 4について、ご説明を願います。

○本多委員

資料No. 4をご覧ください。今年の5月29日の第1回臨時会におきまして、松澤利行議長に対する「議長の不信任に関する動議」が可決決定をされてから、5月29日の議会の進行ならびに第2回定例会の議会の進行は、議会の正常化とは到底かけ離れている現状を鑑みまして、10月25日から開催されます第3回定例会までに、議長職を辞するよう求めるものです。わずか約2カ月しかないので、本日、緊急を要するため、このように提出をさせていただきました。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言を願います。

○安藤委員

確認させていただきたいのですが、今回の臨時会の開催の理由というのは、先ほど来紹介しているようなことだったのですが、なぜ今回こういった決議案が出されるのか、その根拠といいますか、理由というのを伺いたいということです。

○本多委員

先ほど申し上げましたとおり、現状を打開するために、10月25日から第3回定例会が始まりますので、今日これを取り上げなければならないという、そういった意味から、緊急性を鑑み、出させていただきました。

○安藤委員

あくまで臨時会というのは、10人の方々で開催を請求されたわけですよね。ここで緊急性と言っていますけれども、そこに便乗しているようにも見えてしまうのです。何か根拠というか、根拠があって、今回、上程しているのか。そこだけしっかりと説明していただかないと、わからないなということで、何かあるのですか。局長でもいいのですけれども。

○久保田区議会事務局長

今回、請願が出されましたことによって臨時会を開くということですが、これにつきましては、地方自治法の102条に基づきまして、臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り招集するというので、前回、10名の方の請求者によって臨時会を開いたということです。これはこの規定に基づいてやったものということでございます。

今回のこの決議案につきましては、同じ地方自治法の102条の第6項にありますように、臨時会の開催中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができるということでございますので、ただいま決議をご提案いただいた後にご審議をしていただいた上で、これが急施の案件に該当するかどうかということもお諮りした上で、追加議事日程に入れていくかどうかということのご判断をいただくというものでございます。

○安藤委員

規定が今紹介されましたけれども、この中身を見ても、私は緊急を要する事件になるのかなというのが疑問なのです。といいますのは、決議案の中身に、「混乱は避けることができない」ということでもありますけれども、混乱は避けられますよね。私たちも参加態度表明していますけれども、議員としての役割を果たして、議会に出席していただければ、何ら混乱は起こらないにもかかわらず、こういった決議は、私は今言ったような、第102条の6項の規定には当たらないのではないかと思うので、特に

この臨時議会に提出する必要はないのではないかと思いますのですけれども、何かご意見があれば、提出された方、お願いしたいのですが。

○本多委員

必要だと思って、決議案を提出させていただきました。その必要性の是非については、見解の相違としか言いようがないと思います。

○鈴木（ひ）委員

「定例会の混乱を避けることができない」とあるのですけれども、私たちは混乱は避けることができているのですが、「混乱」というのは、何を指して混乱と言っているのか、お聞かせいただきたいと思います。これは第2回定例議会の中では、松澤議長も本会議に出席しないという対応をとられましたけれども、第3回定例議会の中でも、そういう対応をされるおつもりなのか。そういうことを指して「混乱」と言われているのか、そのことについてお聞かせください。

○石田（秀）委員

先ほど来、局長からもご説明があったように、我々は緊急性があると思って出しているわけで、見解の相違だということなのだけれども、今、鈴木ひろ子委員がおっしゃっていることは中身の議論であって、これは後に、議事日程をやっている、緊急性があるからお願いします、そこまでのことであって、中身については、その後、これからこういう議論をしますよということだけれども、緊急性があって決議をお願いしている。そういうことがあれば議事日程に載りますよという話をしているわけで、我々は緊急性があると思ってお願いをしていて、先ほど安藤委員からあったときに、話の中では見解の相違だということをおっしゃっているのであって、混乱がどうか、そういうことについての中身については、我々としては、別にほかのときでも意見を言う場は必ずあるので、鈴木ひろ子委員が中身に入ってくること自体は、今ここでやることではなくて、緊急性が我々はあると思っています。それで決議案を出させていただいているということで、これは議事進行の話、追加議事日程の話をしているので、それに我々は緊急性があるので載せていただきたいという話をしている。

○鈴木（ひ）委員

ここの中に、緊急性があるという事項を根拠にしてこれが出されているわけですから、緊急性があるかどうかの判断をするために、それをお聞きしているわけなのです。だから、議事日程の確認の中で、これは必要なことだということをお聞きしていますので、お答えいただけたらと思います。

○石田（秀）委員

さっき本多委員からもお答えしたように、そこについては、我々は緊急性はある、理由も言ったので、それ以上でも以下でもなくて、それは見解の相違だというお答えはしたと思うので、それでもうお答えはしている。

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

さまざまご意見をいただきましたが、今後の取扱いについて申し上げます。

提出者からの説明がありましたとおり、両議案につきましては、本日、本会議の中で取り上げて、提出していく必要があると判断されますので、本会議休憩中の議会運営委員会において、各会派の意見、また、態度を確認してまいります。各会派でご確認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 その他

○渡部委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

○午前9時40分閉会